

【平成 20 年度に本保険学会大会】

シンポジウム「自由化後 10 年の検証」  
報告要旨：上柳敏郎

---

## 保険自由化 10 年と消費者問題

弁護士・早稲田大学 上柳敏郎

### 1. 自由化の 10 年・消費者（契約者）と大きな関わりのある諸改正

保険業法は、1995（平成 7）年に全面的に改定された。①保険商品・料率に関する届出制の一部導入、②子会社方式による生損保相互参入、③保険金額削減に関する規定の削除、④ソルベンシーマージン基準導入、⑤標準責任準備金制度の導入、⑥経営財務内容の開示、⑦保険契約者保護基金の創設などがなされた。

その後、保険会社と金融他業態との相互参入、窓口販売、保険早期是正措置の導入、支払保証制度の創設、保険相互会社の株式会社化の促進、金融機関等の更生手続の特例に関する法律（更生特例法）の制定、生命保険契約者保護機構への政府支援強化などが実施された。さらに 2000 年代に入り、消費者契約法や金融商品販売法の制定、予定利率引下げ容認、無認可共済・少額短期保険業者規制、金商法、保険法改正と続いた。

### 2. 利便性の向上とその影、

販売ルートの多様化は一般的に歓迎されたと思われるが、他業態での優越的地位濫用や、リスクについての誤解や混同が懸念される。第三分野を中心に保険商品の多様化は実現したが、違いが良くわからない。予定利率低減について理解しないままに、保険契約を乗り換えた例も多い。自由化ないし競争促進のもとで、生保外務員や損保代理店の態度は、消費者にとって改善された面もあるが、不招請勧誘の弊害がなくなったわけではない。マルチチャネル化や保険仲立人は、消費者側を支援することが期待されたが、活用はまだまでである。

保険契約にも適用がある消費者契約法や金融商品販売法が制定され、また、無認可共済規制や不払い摘発は、金融行政が、業界だけでなく消費者のほうを向き出した現れといえる。といっても裏から言うと、法のすき間が放置されたままに、自由化がなされたということである。

経営財務内容やソルベンシーマージンに関する開示は進んだが、消費者が十分に活用できるものとは言い難い。

## 【平成 20 年度に本保険学会大会】

シンポジウム「自由化後 10 年の検証」  
報告要旨：上柳敏郎

---

### 3. 事故・不祥事とその背景

保険金不払いをめぐって、2005 年以降、生保、付随的損害保険金、第三分野、火災保険料過徴収と、摘発が相次いだ。自由化以前から同様の問題はあったともいえるが、自由化を背景に各社で大量発生したと思われる。

保険会社の破綻が顕在化し、多数の契約者に実損と心労をもたらした。今後は本当に大丈夫なのか、消費者側の不安は残っている。

バブル期の銀行融資による変額保険によって多数の契約者が生活の本拠を失った。最近、変額保険・年金について、消費者相談がまた増えてきた。

### 4. 課題

#### (1) 勧誘規制

コンプライアンスや手数料の問題、金商法及び保険業法改正による勧誘規制の実効性の検証、さらに生保外交員や損保代理店という販売体制自体の再考が必要である。つまり、不招請勧誘禁止の問題意識と現実性についての真剣な論議が必要である。

適合性原則について、販売チャンネルや商品の多様化に対応して、顧客調査義務とともに、商品調査義務が強調されるべきである。顧客調査義務や説明義務、助言義務については、証券に関して判例理論や行政実務が蓄積されてきたが、保険における消費者のニーズや契約の長期性に対応した適用ないし応用が課題である。保険料は誰のものか、契約なのか金融商品なのか、保険法理の原理的な部分にも検討が必要と考える。

#### (2) 開示規制

開示の必要性について、総論的には争いはないと思われる。しかし、実質については、不信は深い。消費者側リテラシーの向上も課題である。ここが解消されないと、別の場面で問題が発生したり、制度改革の論議がゆがんだりすると思う。

#### (3) ガバナンス規制

勧誘や販売の問題について、消費者は金融行政や司法事後救済に頼らざるをえないのであるが、それらに完全を求めるのはそう簡単ではなく消費者にしわ寄せがきている。保険会社のガバナンス機構を通じて自治的に、利害関係者が経営陣に対し勧誘や開示の適正を実現させることが期待される。また、保険会社の運用について、消費者・契約者の関与ないしコントロールは、実質的には皆無に近い。ガバナンスのあり方を検討する必要がある。